

(1 0) 建設関係制度・事業の取扱い

協議項目	調整方針	事務事業 NO
道路橋りょう整備・管理		
道路境界確定図（写）の交付	両市町で実施しているが野田市では無料なので、 野田市の制度を適用 します。	472
古図の保管	両市町で同様に保管しているが野田市では閲覧、写しの交付は無料なので、 野田市の制度を適用 します。	473
道路工事施行承認（道路法 24 条）に関する事	両市町の内容に違いがあり、野田市の方が承認基準が全体的に高いので、 野田市の制度を適用 します。	474
道路後退整備工事	制度の実施を担保するため、 野田市の制度を関宿町においても適用 します。	475
道路占用（道路法 32 条）に関する事	両市町で許可基準が微妙に異なるが、 野田市の制度を適用 します。	476
道路賠償	合併後、野田市が加入している 全国市有物件災害共済会の対象 とします。	477
個人管理の排水管の移管	関宿町では実施していないので、 野田市の制度を関宿町においても適用 します。	478
歩道整備	関宿町に幅員の規定がないので、 野田市の基準を適用 します。	479
道路の舗装構成	両市町で基準が微妙に異なるので、 基準の統一 を図ります。	480

協議項目	調整方針	事務事業 NO
排水施設	両市町で塩ビ管を認めるか否かの違いがあるが、十分な土被りを確保することにより問題ないことから、 野田市の制度を適用 します。	481
野田市私有道路敷舗装事業補助金	関宿町では実施していないので、 野田市の制度を関宿町においても適用 します。	482
道路敷地寄付分筆費用補助金	道路網の整備の促進を図るため、関宿町では実施していない野田市の制度を関宿町においても適用します。	483
法定外公共物の使用料に関すること	両市町ともに同一内容なので、 現行のとおり とします。	484
道路計画	新市まちづくりの中で、 両市町のバランスをとりつつ整備の促進 を図ります。	485
橋梁改修事業地元負担金	両市町ともに同一内容なので、 現行のとおり とします。	486
施行中の都市計画道路、駅前広場	新市まちづくりの中で、 両市町のバランスをとりつつ整備の促進 を図ります。	487
開発行為に関する道路指導	両市町ともに同一内容なので、 現行のとおり とします。	488
都市計画道路（市・町道）の整備状況	両市町の 都市計画道路整備状況を新市のまちづくりに活用 します。	489
野田市地域排水整備事業補助金	関宿町では実施していないので、 野田市の制度を関宿町においても適用 します。	707

協議項目	調整方針	事務事業 NO
私道（町道）の寄付	両市町の内容に違いがあるので、 野田市の制度を適用 します。 (野田市の採納基準は、公道から公道に通じること等を条件に私道寄附を受けていますが、関宿町では行き止まり道路等でも町道認定基準に合致していれば私道寄附を受けています。しかし、長期的な都市計画を視野に入れた場合、住民に利用しやすい道路づくりを考慮し、合併後は野田市の採納基準を適用します。)	844
市道の認定基準	両市町の認定基準に違いがあるので、 野田市の制度を適用 します。 (野田市の認定基準は、起点終点が公道に接続していること等が条件となっていますが、関宿町は行き止まり道路等でも基準に適合すれば認定しています。しかし、市内全域の道路網の一体的整備、利便性を考慮し、合併後は野田市の認定基準を適用します。)	845
道路及び安全施設の設置及び維持管理	両市町の事業内容、実施手続きに違いがあるので、 野田市の制度を適用 します。 (両市町の道路維持管理・安全施設の設置等において、申請手続きに違いがあります。関宿町では行政区長の申請が必要であった手続きが、住民の申請で進められます。)	846
道路の境界確定	両市町の道路境界確定方法に違いがあるので、 野田市の制度を適用 します。 (野田市においては、原因者の負担で道路境界確定を行っています。関宿町においては町が道路確定作業を進めていますが、合併後は全市的な路線測量業務の中で逐次作業を進めるため、野田市の制度を適用します。)	847

協議項目	調整方針	事務事業 NO
土地区画整理事業		
土地区画整理法 7 6 条	法に基づき実施。両市町の添付書類に若干の違いがあるので、新市において条文を調整のうえ 新しい条例を制定 します。	490
土地区画整理審議会会議規則	両市町の規則に若干の相違があるので、 野田市の制度を適用 します。	491
土地区画整理事業	野田市を事業地区としているので、 野田市の現行のとおり とします。	492
梅郷駅西地区第一種市街地再開発事業（仮称）	野田市を事業地区としているので、 野田市の現行のとおり とします。	493
清算金の徴収及び交付	施行地区毎に、条例等に基づき事業を実施しているものなので、 それぞれ現行のとおり とします。	494
損失補償の基準等	施行地区毎に、条例等に基づき事業を実施しているものなので、 それぞれ現行のとおり とします。	495
土地区画整理審議会委員選挙取扱規則	関宿町では規則が定められていないので、 野田市の制度を関宿町においても適用 します。	496
野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業	野田市を事業地区としているので、 野田市の現行のとおり とします。	497
土地区画整理事業の保留地処分に関する規則	野田市の公共施行土地区画整理事業には、保留地処分はないので、 関宿町の現行のとおり とします。	498
土地区画整理事業保留地販売促進に係る広告紹介料支給条例	野田市の公共施行土地区画整理事業には、保留地処分はないので、 関宿町の現行のとおり とします。	499

協議項目	調整方針	事務事業 NO
関宿都市計画事業次木親野井特定土地区画整理事業	関宿町を事業地区としているので、 関宿町の現行のとおり とします。	500
河川整備、水路整備		
河川工事要望書に関する事	関宿町に河川はないが、水路も含めた野田市の制度を 関宿町においても適用 します。	501
境界証明交付及び確認事項	両市町ともに同一内容なので、 現行のとおり とします。	502
苦情処理	関宿町に河川はないが、水路も含めた野田市の制度を 関宿町においても適用 します。	503
洪水対策施設管理（樋管）	関宿町には該当する施設がないので、 野田市の現行のとおり とします。	504
国有財産等管理事務（河川・水路）	両市町ともに同一内容なので、 現行のとおり とします。	505
準用河川くり堀川改修事業	野田市を事業地区としているので、 野田市の現行のとおり とします。	506
不法投棄	両市町ともに同一内容なので、 現行のとおり とします。	507
河川・水路の占用に関する事	両市町ともに同一内容なので、 現行のとおり とします。	508
境界確認業務（河川・水路）	両市町ともに同一内容なので、 現行のとおり とします。	509

協議項目	調整方針	事務事業 NO
開発行為等に係る河川計画等の調整	両市町ともに同一内容なので、 現行のとおり とします。	510
洪水ハザードマップの作成	当面現行のとおりとし、 合併後、関宿町分については、新市として見直し を図ります。	511
排水負担金	両市町の内容に違いがあるので、 野田市の制度を適用 します。関宿町においても、市街地の排水処理について土地改良区の施設を利用せざるを得ないことから野田市と同様な考え方により、土地改良区に応分の負担をせざるを得ないため。	708
水防配備体制と水防活動	両市町の内容に違いがあるので、合併後、 新市として一元化 を図ります。	848
水防演習	両市町の内容に違いがあるので、合併後、 新市として一元化 を図ります。	849
都市計画		
違反開発	両市町ともに同一内容なので、 野田市の制度を適用 します。	512
開発行為等の規制に関する規則	両市町ともに同一内容なので、 野田市の制度を適用 します。	513
宅地開発指導要綱	両市町の内容に違いがあるので、新市において内容調整のうえ 新要綱を制定 します。	514
地区計画等の案の作成手続き条例	両市町ともに同一内容なので、 野田市の制度を適用 します。	515

協議項目	調整方針	事務事業 NO
都市計画公聴会規則	両市町ともに同一内容なので、 野田市の制度を適用 します。	516
都市計画法に基づく標準処理期間	両市町ともに同一内容なので、 野田市の制度を適用 します。	517
野田市都市計画施設等の区域内における建築等に関する規則	両市町ともに同一内容なので、 野田市の制度を適用 します。	518
路外駐車場に関する届出等に関する規則	両市町ともに同一内容なので、 野田市の制度を適用 します。	519
建築相談に関すること	野田市の特定行政庁の業務が新市に広がり、両市町の全域について 野田市の現行と同様に対応 していきます。	520
道路相談に関すること	両市町の全域について、 野田市の現行と同様に対応 していきます。	521
違反建築物の是正指導に関すること	両市町の全域について、 野田市の現行の制度 を適用します。	522
建築基準法及び住宅金融公庫に基づく手続き	関宿町では実施していないので、 野田市の制度を関宿町においても適用 します。	523
道路の位置指定（事前協議）	関宿町では実施していないので、 野田市の制度を関宿町においても適用 します。	524
優良住宅認定事務	法人の土地譲渡益に対する重課制度の適用停止措置に伴ない、申請なしが続いており、 野田市の制度を適用 します。	525
国土利用計画法関係事務	両市町ともに同一内容なので、 現行のとおり とします。	526

協議項目	調整方針	事務事業 NO
建築確認に伴う排水接続許可	両市町ともに同一内容なので、 現行のとおり とします。	527
窓口指導	両市町ともに同一内容なので、 現行のとおり とします。	528
遊休土地に関する措置の市町村事務処理	両市町ともに同一内容なので、 現行のとおり とします。	529
建築協定に関すること	関宿町では実施していないので、 野田市の制度を関宿町においても適用 します。	530
セットバック	関宿町では実施していないので、 関宿町においても、野田市の現行の指導を行うことにより、セットバックの履行を推進 します。	531
ワンルーム形式集合建築物の指導（要綱に基づく）	関宿町では実施していないので、 野田市の制度を関宿町においても適用 します。	532
優良宅地の認定（市認定）	両市町ともに同一内容なので、 現行のとおり とします。	533
住宅供給促進計画	県において、供給計画について現在のところ見直す予定がないため、野田市、関宿町ともに、 それぞれ現行のとおり とします。	534
都市計画区域マスタープラン	両市町ともに県の同一指導方針に基づき策定作業を進めており、 それぞれ現行のとおり とします。	535
都市計画マスタープラン	合併後、 新市において見直し を図ります。	536
野田市における駐車施設整備に関する基本計画	当面は現計画 とし、将来的には、自動車交通の動向や土地利用計画等を充分考慮し、見直しを図ります。	537

協議項目	調整方針	事務事業 NO
都市計画土地利用	<p>関宿町における市街化区域内農地については、野田市と合併することにより、地方税法の規定により、宅地並みの税金がかかることとなります。ただし、生産緑地の指定を受けたものについては、一般農地に準じた課税となるので、合併した年の12月末までに生産緑地の指定の手続きを行なう必要があります。今後は、合併の進捗状況に合わせて、情報提供を行なうことにより、万全を期します。</p>	850
都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例	<p>両市町の内容に違いがあるので、野田市の条例を適用します。なお、市街化調整区域の開発可能な区域を新たに条例化することについては、新市の将来像を見据えたうえで、市街化調整区域全体の土地利用の方向性等を勘案し、実態調査等を実施したうえで総合的なまちづくりの観点から判断します。(都市計画法の改正により既存宅地制度が廃止され、新たな条例の指定で市街化調整区域でも宅地要件の有無に関係なく開発行為が可能となり、千葉県の新条例が適用となる関宿町では開発行為が可能になっていますが、野田市では当面は新条例制定を見送り、実態調査等を実施した上で検討することとしています。)</p>	851
公園・緑地		
公園の使用許可事務	<p>両市町の占用料に若干の相違があるので、野田市の制度を適用します。</p>	538
緑地保存(野田市緑地保存に関する実施要綱による)	<p>両市町の指定基準に違いがあるので、野田市の制度を適用します。しかし、関宿町の保存樹林が対象外となってしまうため、救済措置を講じます。</p>	539
はなづくり運動	<p>関宿町では実施していないので、野田市の制度を関宿町においても適用します。</p>	540
緑の基本計画	<p>関宿町で策定済み、野田市は未策定(代わるものとして緑のマスタープランあり)、合併後、新市において新たな計画を策定します。</p>	541

協議項目	調整方針	事務事業 NO
住宅		
個人住宅建設資金利子補給制度	関宿町では実施していないので、 野田市の制度 を関宿町においても適用します。	542
市営住宅管理戸数	関宿町では実施していないので、 野田市の制度 を関宿町においても適用します。	543
市営住宅の家賃及び管理状況	関宿町では実施していないので、 野田市の制度 を関宿町においても適用します。	544
住宅マスタープラン策定及び調整に関する事務	両市町とも策定済みであり、合併後、 新市において見直し を図ります。	545
地域高齢者住宅計画	野田市で策定済みであり、合併後、 新市において見直し を図ります。	546